

埼 剣 連 第 255 号  
令和 7 年 12 月 18 日

各 加盟団体長 様

公益財団法人 埼玉県剣道連盟  
会 長 栗 原 憲 一

**剣道・居合道・杖道 称号（鍊士号及び教士号）  
推薦認定会の実施について（通知）**

このことについて、下記の通り実施いたします。  
つきましては、該当者に受審資格等を周知徹底の上、申し込みください。

記

1. 日 時 令和 8 年 2 月 21 日（土）

- [1] 剣道（教士）・居合道（鍊士・教士）・杖道（鍊士・教士）  
入場時間 午前 9 時 00 分～9 時 30 分  
受付時間 午前 9 時 10 分～9 時 30 分  
[2] 剣道（鍊士）  
受付時間 午後 12 時 00 分～12 時 30 分

2. 会 場 リプロ武道館（埼玉県立武道館） 主道場・第二道場  
〒362-0032 埼玉県上尾市日の出 4-1877

3. 受審資格

- (1) 鍊士号：六段受有後 1 年以上を経過（令和 7 年 5 月 31 日以前に取得）した者。  
五段受有後 10 年以上を経過（平成 28 年 5 月 31 日以前に取得）し、  
かつ、年齢 60 歳以上の者（第 11 条 2 項による特例）  
教士号：鍊士七段受有者で、七段受有後 2 年以上を経過（令和 6 年 5 月 31 日以前に取得）した者
- (2) 埼剣連称号推薦認定会の 1 年以内（令和 7 年 2 月～令和 8 年 2 月）に全剣連派遣講師・埼剣連派遣講師の講習会を 鍊士は 1 回以上、教士は 2 回以上 受講していること（申込時に剣道手帳の写しを添付）

#### 4. 審査内容

- (1) 剣道：日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を行う。
- (2) 居合道：実技、審判法を行う。
- (3) 杖道：指定6本、仕と打を交代して行う。
- (4) 指導法：「小論文」を当日受付に提出する。

##### [1] 錬士問題 \* 参考書籍『剣道指導要領』(全剣連発行)

剣道：平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、

それをふまえたうえでのあなたの剣道修行について述べなさい。

居合道：平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、

それをふまえたうえでのあなたの居合道修行について述べなさい。

杖道：平成19年3月14日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、

それをふまえたうえでのあなたの杖道修行について述べなさい。

①字数 400字以上800字以内

②用紙 400字詰め原稿用紙(市販のB4縦書き)

③書き方 用紙1行目に表題、2行目に加盟団体名・氏名を記し、3行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

##### [2] 教士問題 \* 参考書籍『剣道指導要領』(全剣連発行)

剣道：「剣道指導者としてのあり方」について述べなさい。

居合道：「称号(教士)としての指導への取り組みについて」

杖道：「称号(教士)としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」

①字数 800字以上1,200字以内

②用紙 400字詰め原稿用紙(市販のB4縦書き)

③書き方 用紙1行目に表題、2行目に加盟団体名・氏名を記し、3行目2段目より書くこと。

必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。

#### 5. 提出及び持参するもの

【教士】【錬士】共通

① 小論文(埼剣連提出用)

② 剣道具・木刀・審判旗

#### 6. 認定会受講料

錬士 7,000円 教士 9,000円

加盟団体ごとに取りまとめてください。

7. 申込期限 令和 8 年 1 月 30 日（金）必着

審査会申込書を使用のこと。「特例による錬士」は別の申込書を利用してください。

8. 欠席連絡

2 月 20 日午後 4 時までは埼玉県剣道連盟事務局（048-834-8869）、それ以降～当日午前 8 時 30 分までに埼剣連携帯電話（080-3737-9368・080-3737-9380）～SMS（ショートメッセージ）にて必ず連絡のこと。

9. 安全対策

（公財）埼玉県剣道連盟として傷害保険には加入しています。  
なお、受講中の負傷、疾病については応急処置のみ行います。  
健康保険証を持参してください。

10. 個人情報保護法への対応（以下を申込者に周知してください。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および加盟団体（各都道府県剣道連盟）が実施する本認定会運営のために利用する。なお、登録加盟団体名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせ公表媒体（ホームページ等）に公表することがある。

11. ビデオ撮影等について

全日本剣道連盟ホームページ 2019 年 3 月 22 日更新「大会等におけるビデオ撮影等について」に準拠します。

[大会等におけるビデオ撮影等について](#)